

令和8年度 京都市立洛水中学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第2条、「京都市いじめの防止等に関する条例」(平成26年10月10日条例第16号)第2条に定義されているように、子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの(当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む)をいう。

いじめは、古くて新しい、そして今日的な問題であり、その態様は非常に多様である。いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第13条、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月11日文部科学大臣決定・最終改定平成29年3月14日)「京都市いじめの防止等に関する条例」(平成29年9月改定)に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめの防止等の取組の推進にあたっては、子どもの育成に携わる全ての者が(1)「目的」で述べた事に十分留意し、次に掲げる3点を基本理念として、相互に連携した取組が継続的に行われる事が重要である。

- ① 全ての子どもが「正義感や公正さを重んずる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切に作る心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身に着けるとともに、他者へのいじめは行わない事はもとより、子ども自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行う事ができるように育まれる事。
- ② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行う事になった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行う事のないように対処する事。
- ③ いじめを受けた保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われる事。

2 いじめの防止に対する組織

いじめ対策委員会

[実施予定] 月1回

[構成員] 学校長 教頭 生徒指導主事 各学年主任 研究主任 教務主任
(補導主任 各学年補導係 養護教諭 該当担任 SC SSW)

[内 容]

- 各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。
- 定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- 生活補導部会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

[生徒・保護者への周知方法]

- 全学年、保護者へは『学校だより』や全校集会等を通じて伝える。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめ防止のための取組

学校教育目標：社会で生きる力の育成

- ① すべての生徒に学習基盤の定着を図り、日常的に学習規律(学びの作法)の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。
- ② 生徒の道徳的実践力を育むため、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。
- ③ 職業体験やボランティア活動等の体験活動を通じて、教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
- ④ 生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。
- ⑤ 京都市子ども未来会議のテーマやまとめを様々な機会で見え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。そのために京都市子ども未来会議のテーマやまとめにもとづき、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

- ① 日常の生徒観察や随時の教育相談、教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。また、カウンセラーや保護者・地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。
- ② 日常の生徒観察に加えいじめに関する記名式アンケート、クラスマネジメントシート(わたしのクラスアンケート、わたしの毎日アンケート)を複数回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ③ 日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用していく。
- ④ 保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援、指導を行う。

(3) いじめが起こった時の措置・再発防止に向けた取組

① 基本的な考え方

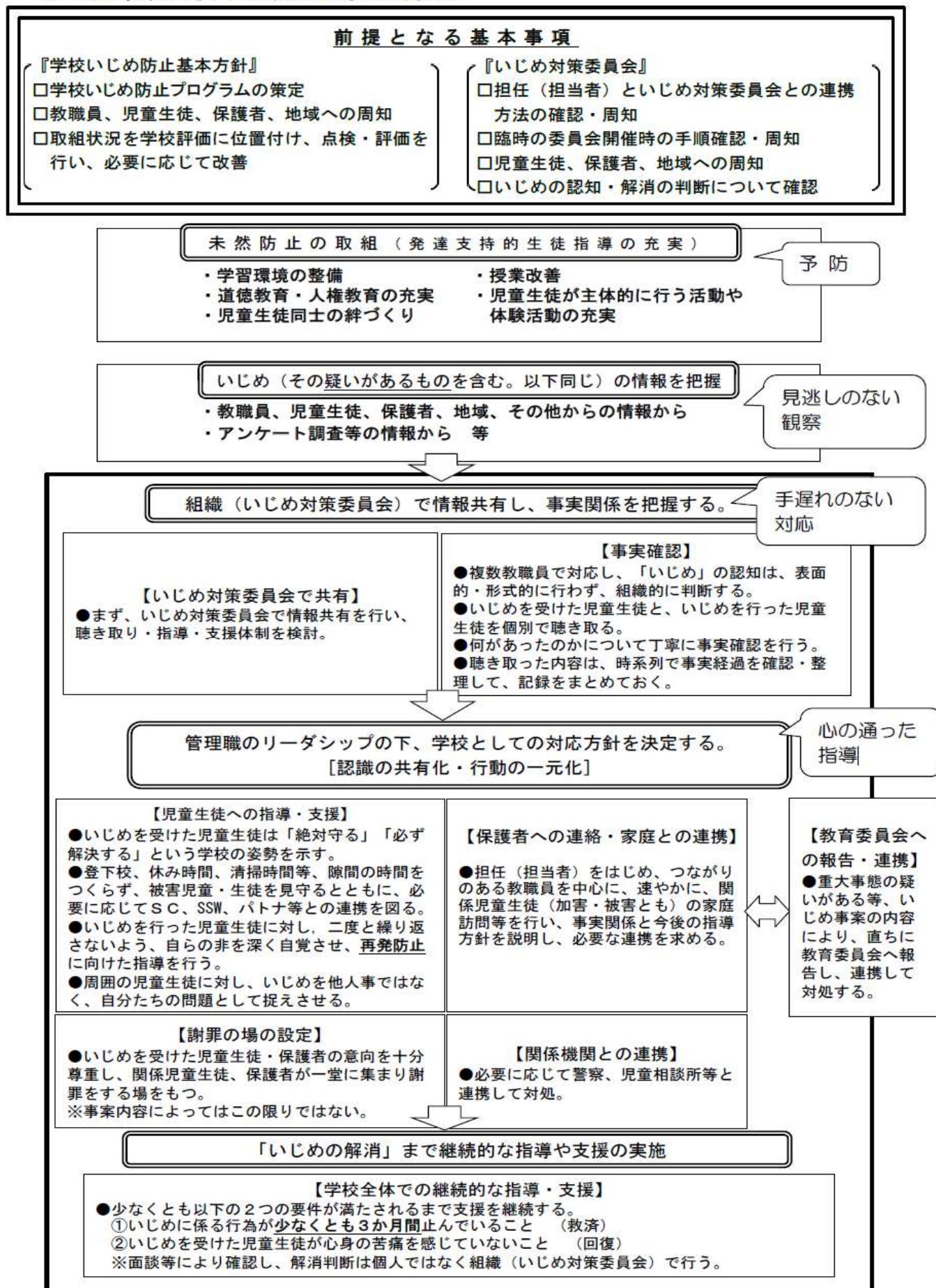
いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、関係機関との連携などの適切な措置を講ずる。

② インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・ 校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・ 京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。
インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ 日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・ P T A活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

③ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》



④ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

いじめの解消には、以下の要件が満たされることが必要である。

- ・いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること
- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

全教職員は、徹底して生徒の見守り活動に努め、全生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを行う。また、いじめ対策委員会は、丁寧な情報交換・組織的、かつ具体的な対策の協議を行い、全教職員へ随時発信していく。

解消が確認された後も、再発や新たないじめの発生を防ぐために、継続して生徒の見守りを意識するとともに、適宜、体制の見直しを行っていく。

(4) 教職員の資質向上

- ・ 日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・ 校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。(4・5・8・3月)
- ・ 定期的に生徒観察の視点点検(チェックシートの実施)を行い教職員相互で補完する。

4 保護者・地域・関係機関との連携

- ・ 地生連情報交流会の実施

構成員 小・中PTA 会長 小・中・高学校関係者(管理職・生徒指導部長等)
少年補導支部長 自治連合会会長 小・中PTA 地域委員長
女性会会長 保護司 交通安全推進委員会会長
防犯推進委員会支部長 民生児童委員会会長

役割: 小学校、中学校の各校、各地域内での子ども達の健全育成を目的として、情報交換と啓発活動の紹介を行い、地域の交流行事の提案をする。地域行事が活発化する事によって、地域の目が生徒に行きとどきやすい環境を作る事をねらいとしている。

5 重大事態への対処

重大事態は法において、次の通り定義されている

いじめ防止対策推進法第 28 条(抄)

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(30日を目安とするが状況に応じて判断する)学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあると認める時

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、重大事態が発生した旨を速やかに教育委員会に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

なお、教育委員会は必要があると認め調査を行う場合は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める第三者を委員とする「京都市いじめ問題調査委員会」を設置する事とする。

6 年間計画（予定）

- ・いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組を次掲の計画に基づき実施する。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆校内研修会① 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」	・入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・新入生を迎える会 ・学級目標決め	・前年度の記名式いじめアンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・学校だよりで保護者へ伝達 ・授業参観 ・家庭訪問期間
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」	・憲法月間の講話「いじめの問題」について 【2年】職場体験 【3年】修学旅行	・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有①	・PTA 総会
6	◇いじめ対策委員会③ 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有と対策」 「記名式アンケートの実施に向けて」	・生徒総会 ・小中連携授業参観①	・教育相談の実施① ・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有①	

7	◇いじめ対策委員会④ 「情報の共有と組織的対応」 「夏季休業中の生活について」	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 【1年】非行防止教室		・三者懇談会 ・学校評価の実施 ・学校運営協議会①
8	◇いじめ対策委員会⑤ 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 ◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆小中合同研修会 「いじめ問題について協議、連携を深める」		・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	
9	◇いじめ対策委員会⑥ 「学校評価の実施に向けて」	・体育大会、学習発表会 に向けての取組		・進路保護者会
10	◇いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の結果について①」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 「記名式アンケートの実施に向けて」	・体育大会 ・学習発表会 ・小中連携授業参観②	・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有② ・教育相談の実施② (3年進路相談) ・第2回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有②	・道徳公開授業 ・学校運営協議会②
11	◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 ◆職員会議・研修会 「学校評価の共有と改善策について」	【1・2年】校外学習		・入学説明会
12	◇いじめ対策委員会⑨ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」	・中学校体験入学 ・人権学習 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会 【2年】防煙教室 【3年】薬物乱用防止教室		・三者懇談会 ・学校評価の実施
1	◇いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆年間反省①(部会ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・小中連携の情報の集約について		

2	◇いじめ対策委員会⑪ 「クラスマネジメントシートの結果から」 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」		・第3回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有③	
3	◇いじめ対策委員会⑫ ◆職員会議・研修会 「学校評価の共有と改善策について」 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会	・記名式いじめアンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	・学校運営協議会③

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」
- ・ 「校内生徒指導研修」
- ・ 「授業参観」「学校運営協議会」

※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。

※ 年間計画には示していないが、「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。